

【1997年1月10日】平成9年度の医療保険改革について（議事録）

医療保険審議会（総会第22回）

医療保険審議会議事録 第22回総会

出席した委員及び専門委員

塩野谷、安藤、伊豆、井出本、糸氏、河北、佐々木(毅)、下村、高木、高梨、徳永、北郷、野中、村田、持永、安原、若杉、渡部の各委員

岡本、奥村、片岡、佐々木(和枝)、鈴木、染森、高橋(幹治)、林、深谷、藤井、増田、榎本、見藤、宮脇、本島、森の各専門委員

- 議題 (1) 平成9年度医療保険改革について(諮問)
(2) その他

審議過程の概要及び結果

初めに、新任の委員及び専門委員の紹介があった。

井出本 栄 委員 全日本海員組合副組合長

片岡 和夫 専門委員 全日本海員組合中央執行委員

続いて、委員の各部会等の所属については、名簿のとおりとする旨報告があった。

次に、事務局にも異動があったため、昨年11月22日付で保険局長に就任した高木俊明氏、12月3日付で老人福祉担当審議官に就任した江利川毅氏の紹介が行われた。

次に、事務局から医療保険制度の改正案についての諮問書が朗読され、厚生大臣から次のような挨拶が行われた。

塩野谷会長を始めとして委員の方々には、一昨年以来熱心に御審議をいただき昨年の11月には医療保険制度の今後の改正の在り方、平成9年改正について御建議をいただき、厚く御礼申し上げます。

国民医療を支える医療保険制度を安定的に運営させることの重要性については、申し上げるまでもなく皆様御認識のことと思われまふ。今回諮問いたした改正案は昨年の暮れの予算編成において、政府与党として予算案に盛り込むこととなった内容であり、これから総合的な医療保険改革にも取り組んでまいりますので今後とも皆様には御協力、御指導の程心からよろしくお願いいたします。今回の諮問内容につきましては、よろしくご支援をいただき速やかにご答申をいただけるように重ねてよろしくお願いいたします。

続いて、保険局長から、次のような諮問内容についての説明があった。

今回、諮問した改正内容については、予算編成に当たって、医療保険改革を盛り込まないと予算が組めないという状況の中で政府と与党で協議し、諮問案の内容の予算を編成した。昨年の11月27日の建議書と比べて老人の一部負担が定率から定額になっていること等相当異なっているのではないかという批判もあると思われるが、今後の医療保険改革を確実に進めていくことを前提として、これを出発していくという考え方をとった。

また、財政が悪化している政管健保において、平成9、10、11年の3か年において、財政収支を均衡していくことを前提としてまとめたものである。

老人の一部負担については、公平性、受益と負担の合理化等を考えて、現行の1月1020円から1回につき500円という通院の度に支払うこととした。その際に、頻繁に通院しなければならない疾病があって、患者負担が過重になる場合もあることから、全体的な財政状況も勘案して1月につき4回を限度とし、負担していただくことにした。また、入院については、従来の1日710円を1000円にした。その他に食事代として1日760円の御負担をお願いしているが、食事代については、在宅患者とのバランスを配慮して見直すことも考えている。

それぞれの負担額については、改正後の負担割合を勘案し、比較的分かりやすく無理のないものとして設定した。薬剤については、様々な方法で薬剤使用の適正化を目指すことが必要であり、若人にも負担していただく方がよいのではないかと考え、若人の負担が各制度によって異なることから、公平な負担のためには、むしろ定率よりも定額の方がよいのではないかと判断した。また、水準については、老人の薬剤費の約1割相当が1日150円であることから、その1割程度ということで薬剤1種類につき1日15円と設定した。若人についても同様の負担とした。

医療保険の根本的な改革を進めていくために医療保険構造改革審議会(仮称)という新しい審議会を設置することとしている。構成は、まず、医療保険改革について、医療提供体制や医療そのものの問題も含めて幅広い議論をする場として構造改革会議を設けたい。さらに、医療保険福祉会議を設け、従来の医療保険、老人保健福祉の重要事項、運営事項を調査審議することとし、その中には、必要に応じ、部会を設けたいと考えている。進め方としては、国民的な議論をくみ上げられるような仕組みとし、開かれた形の審議会としたいと考えている。今後、当審議会での審議や国会での審議を経て、よりよい形にしていきたい。

国民健康保険制度の改正については、平成9年は従来の暫定措置の延長線の改正をお願いせざるを得ないが、早急に制度全体の改正の中で国民健康保険制度の在り方について考えていかなければならないと考えている。

施行時期については、平成9年5月1日から施行を考えているが、国民健康保険制度については、一部負担について5月1日からとし、その他については平成9年度分から施行したいと考えている。できるだけ早くこの改正を実現し、一日でも早く新し

い形の医療保険改革に取りくんでいきたい。

平成9年度において検討又は改正すべき事項として掲げた事項は、御建議いただいた事項について、積極的に実施していくという考え方に基づき、盛り込んでいる。

今回の改正については、まず、当面の政管健保を中心とした医療保険の財政を克服していくために第一段階として改正に着手していく必要があると考えており、これだけの改正の実現なくしては、国民皆保険そのものの基盤を揺るがすこととなりかねないので、たいへん厳しい内容ではあるが、平成9年5月から施行できるよう、支援をお願いしたい。

次に、塩野谷会長から、諮問書については、引き続き行われる全員懇談会において、質疑応答を行う旨報告があり、最後に塩野谷会長から、本年4月1日付けで「船員保険の寄宿手当の改正」が予定されているが、この改正案については、船員保険部会において御審議をお願いし、その決議をもって総会の決議とすることとしてよいか提案があり、了承され、閉会した。